

執筆者:

E-mail [✉](mailto:maeda@nishimura-asahi.com) [森下 真生](mailto:maeda@nishimura-asahi.com)E-mail [✉](mailto:hanada@nishimura-asahi.com) [羽野島 章泰](mailto:hanada@nishimura-asahi.com)

1. UAE における法人税の導入

前号¹で紹介したとおり、アラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)では、2022年10月10日に連邦法人税法(Federal Decree-Law No. 47 of 2022 on the Taxation of Corporations and Businesses)(以下、「法人税法」と言います。)が公布され、その15日後に施行されました。

閣議決定(Cabinet Decision)により定められるとされ、詳細が明らかになっていない点も多いものの、本号では法人税率及びフリーゾーン法人の取扱いについて説明します。

2. 法人税率

課税所得については、次号以降で紹介しますが、居住者なのか非居住者なのか²、法人なのか自然人なのか等により異なります。居住者である法人は、UAE 国内及び国外から得られる所得に対して法人税が課されます(12条1項)³。課税所得に課される法人税率は、以下のとおり適格フリーゾーン法人であるか否かによって異なります。

(1) 適格フリーゾーン法人以外の場合

課税所得のうち、AED 375,000 未満⁴の部分については、法人税率は0%になります(3条1項(a))。AED 375,000 以上の部分については、9%の法人税が課されます(3条1項(b))。

(2) 適格フリーゾーン法人の場合

適格フリーゾーン法人の場合は、適格所得(Qualifying Income)に対しては法人税率は0%とされています(3条2項(a))。適格フリーゾーン法人となるための要件や適格所得については後記3(2)をご参照ください。適格所得でない課税所得に対しては一律9%の法人税が課されます(3条2項(b))。

なお、後記3(2)のとおり、フリーゾーン法人は通常の法人税の対象となることを選択できるため、今後閣議決定により定められる適格所得の内容によっては、あえて適格フリーゾーン法人とならないことに税務的なメリットがある場合も考えられます。

¹ [2023年1月30日付のニューズレター](#)をご参照ください。

² 居住者而非居住者の意義については、前号をご参照ください。

³ 但し、国外から得られる所得については、当該国との間の二重課税回避のための取り決め(日本とUAEとの間の取り決めである所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約等)に留意する必要があります。

⁴ 当該金額は最終的には閣議決定で定められるとされており、未だ当該閣議決定は発表されておりませんが、財務省(Ministry of Finance)のウェブサイトにも当該金額を前提とした記載がされており、この金額になる可能性が極めて高いと思われます。

(3) BEPS 包摂的枠組みとの関係

前号で紹介したとおり、UAE は、2018 年 5 月に、租税回避を防止するための国際的な枠組みである経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development : OECD) の税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting : BEPS) に関する包摂的枠組み (Inclusive Framework on BEPS) (以下、「BEPS 包摂的枠組み」と言います。) に参加しましたが、BEPS 包摂的枠組みの第 2 の柱 (Pillar Two) の下で、グループ全体の連結売上高の合計が年間 7 億 5000 万ユーロ超である多国籍企業についての最低法人税率は 15% とされています。財務省 (Ministry of Finance) が発表している法人税に関する Q&A⁵ において、UAE が第 2 の柱を導入するまでは、グループ全体の連結売上高の合計が年間 7 億 5000 万ユーロ超である多国籍企業についても法人税法に基づく法人税率に従うことが明らかにされています。

3. フリーゾーン法人の取り扱い

一定の要件を満たすフリーゾーンの法人は、適格フリーゾーン法人として、前記 2(2) のとおりの優遇措置を受けます (3 条 2 項)。もっとも、適格フリーゾーン法人は、後記 (3) 乃至 (6) のとおり、通常の法人とは異なる取り扱いを受け、適格フリーゾーンではない方が関連当事者にとって税務上有利となる場合もあることに留意が必要です。なお、前記 Q&A⁶ において、グループ全体の連結売上高の合計が年間 7 億 5000 万ユーロ超である多国籍企業である適格フリーゾーン法人は、UAE が第 2 の柱を導入した場合には前記 2(2) とは異なる税率の対象となるとされています。

(1) フリーゾーン法人

法人税法上、フリーゾーンとは、UAE 国内の指定され、かつ定義された地理的な地域で、閣議決定により指定される地域を言います (1 条)。UAE 国内には、DIFC (Dubai International Financial Centre) や ADGM (Abu Dhabi Global Market) をはじめとして多数のフリーゾーンが存在しますが、当該閣議決定は未発表であり、法人税法上のフリーゾーンがどの範囲を指すかは必ずしも明確になっていません。

フリーゾーン法人とは、UAE 国内のフリーゾーンで設立又は登録されている法人を言い、フリーゾーンにおいて登録されている非居住者の支店を含むものとされています (1 条)。

(2) 適格フリーゾーン法人となるための要件

適格フリーゾーン法人とは、以下の全ての条件を満たすフリーゾーンの法人を言います (18 条 1 項)。

- ① UAE において適切な実体を維持すること (同項 (a))
- ② 適格所得 (Qualifying Income) を得ること (同項 (b))

適格所得 (Qualifying Income) とは、適格フリーゾーン法人が得た所得を言いますが (1 条)、その内容は閣議決定により定めるとされています (18 条 1 項 (b))。当該閣議決定は未だ発表されておらず、適格所得の詳細な内容は明らかになっていません。
- ③ 法人税の対象となることを選択していないこと (同項 (c))

フリーゾーン法人は通常の法人税の対象となることを選択でき (19 条 1 項)、かかる選択を行っていないことが、適格フリーゾーン法人となるための要件となります。
- ④ 独立企業間原則 (アームスレングス原則) 及び移転価格 (Transfer Pricing) の文書化に従うこと (同項 (d))

独立企業間原則 (アームスレングス原則) とは、関係者 (Related Party) との間の取引を通じた所得の移転を防止するため、当該関係者との間の取引が独立企業間の価格で行われたとみなして所得を計算し、課税することを言います (34 条)。また移転価格の文書化とは、課税対象者が連邦税務局 (Federal Tax Authority) の求めに応じて、関係者等との取引や取り決めについての情報を提出する義務 (55 条 1 項) やファイルを保存する義務 (同条 2 項) 等を言います (55 条)。それぞれの詳細については、次回以降で説明しますが、それらに従っていることが適格フリーゾーン法人となるための要件となります。

⁵ <https://mof.gov.ae/corporate-tax-faq/> (V. Pillar 2 157 番)

⁶ P. Free Zones 118 番

⑤ その他閣議決定において定められる要件(同項(e))

当該閣議決定は未だ発表されておらず、その内容は明らかになっていません。

適格フリーゾーン法人が上記の要件のいずれかを満たすことができなくなった場合、当該課税期間の初めから適格フリーゾーン法人でなくなったものとみなされます(18条2項)。これにかかわらず、財務大臣(Minister of Finance)は、適格フリーゾーン法人であり続けるため、又は異なる時点で適格フリーゾーン法人でなくなるための条件を定めることができるとされています(同条3項)。

適格フリーゾーン法人の適格所得についての法人税率が0%となる取り扱いは、当該フリーゾーン法人が登録されているフリーゾーンの税務インセンティブ⁷の残余期間に適用されますが、閣議決定により定められる条件に従い、全体で50年を超えない範囲で延長できるとされています(18条4項)。当該閣議決定は未だ発表されていません。

(3) 税金グループ

親会社(Parent Company)は一定の要件を満たす子会社(Subsidiary)と税金グループ(Tax Group)を形成することができます(40条1項)。税金グループはあたかも1社であるかのように連結して取り扱われ(同条4項)、親会社のみが申告納税することになります(同条5項)。しかし、適格フリーゾーン法人は、税金グループの親会社及び子会社のいずれにもなることができないため(同条1項(f))、税金グループを形成することができません。

(4) 譲渡損益

課税対象法人が他方の課税対象法人の75%以上の持分を保有する場合又は第三者が2つの課税対象法人の75%以上を保有すること等の一定の要件を満たす場合は適格グループ(Qualifying Group)となり(26条2項)、同一グループ間の資産又は責任の譲渡の譲渡損益は課税所得の計算から除外されます(同条1項)。しかし、適格フリーゾーン法人との取引は同一適格グループ内の取引とはみなされず(同条2項(d))、譲渡損益除外の対象外となります。なお、適格フリーゾーン法人が第三者となり、同法人が75%以上の持分を有する法人間での取引については、譲渡損益除外の対象となります。

(5) 損失の譲渡

課税対象法人が他方の課税対象法人の75%以上の持分を保有する場合又は第三者が2つの課税対象法人の75%以上を保有すること等の一定の要件を満たす場合、一方の課税対象法人の損失の全部又は一部をもう一方の課税対象法人の所得と相殺(損失を譲渡)することが可能です(38条1項)。しかし、適格フリーゾーン法人はかかる取り扱いの対象外となり(同項(f))、適格フリーゾーン法人から又は適格フリーゾーン法人への損失の譲渡はできません。なお、適格フリーゾーン法人が第三者となり、同法人が75%以上の持分を有する法人間での取引については、損失の譲渡が可能です。

(6) リストラクチャリング

課税対象法人が別の課税対象法人に対して事業譲渡をし、その対価として当該別の課税対象法人の持分を取得する場合等一定のリストラクチャリングの場合には、当該取引による利益及び損失が課税所得の算定から除外されます(27条1項)。しかし、適格フリーゾーン法人を含めた取引は同項による取り扱いの対象外とされています(同条2項(d))。

⁷ DIFC は 2071 年まで、ADGM は 2063 年まで、法人税を課さないインセンティブを登録法人に与えています(いずれも延長される可能性があります。)

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30分から1時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 